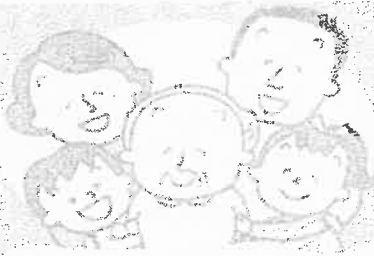


ご存じですか？



運転適性相談窓口

●運転適性相談窓口とは？

一定の病気等の疑いのある方、聴力や運動能力（身体の障害等）等について心配のある方、そのご家族から運転免許の取得や更新手続きが出来るかどうか、相談を受け付ける窓口です。



※一定の病気とは？
幻覚の症状を伴う精神病（統合失調症）、発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気（てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症）、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気（そううつ病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害等）、認知症等のことです。

あれ？あれれ？と思ったら早めの相談を！



家族が事故を起こさないかととても心配



加齢により、運転することにとっても不安を感じる。



このまま運転を続けていいか悩んでいる。



車の運転に不安を感じている方、そのご家族は、免許センター、警察署にご相談ください。

お気軽にご相談ください。



お問い合わせ ☎

- 福島運転免許センター
☎ (024) 591-4372 (代表)
- 郡山運転免許センター
☎ (024) 961-2100 (代表)
- 郡山北警察署本宮分庁舎交通窓口
(0243) 33 - 3110 (代表)

